

市民の健康を考える講演会(第2弾)を開催します

問 健康推進課(☎65-7779)

医師として、日ごろ地域の患者さんと関わる中で感じていることや、壮年者から高齢者に起こりやすい問題に対しての備え等についての講演です。

- 【とき】 3月24日(日)
13時30分～15時15分(受付13時)
- 【ところ】 市民交流センター(地福寺町)
- 【定員】 200人(先着順)
- 【内容】 講演 100歳まで「健康で元気に」生き抜くための知恵とヒント
- 【講師】 浅井東診療所所長 松井 善典氏
- 【申込み】 電話またはFAXで左記までお申し込みください。

問合せ・申込先

長浜東ロータリークラブ事務局
☎ 63-3500
FAX 62-6618

3月24日(日)はゴミの持込みが可能です

問 環境保全課(☎65-6513)

クリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリンプラザでゴミの持込みを受け付けていますので、ご利用ください。

- 受付時間
8時30分～12時、13時～16時30分
- 次回の持込み受付予定日
4月28日(日)

自転車保険に加入していますか

問 市民活躍課(☎65-8711)

滋賀県では条例により、平成28年10月から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられました。

近年、自転車が原因の重大事故が増えており、未成年者が加害者となり数千万円の賠償責任を負った事例もあります。必ず損害賠償保険等に加入してください。

【加入の方法】

生命保険や自動車保険など、加入している保険会社もしくは自転車店に相談し、加入手続きをしてください。

交通ルールを守りましょう

自転車は道路交通法上、軽車両に位置づけられており、ルールを無視した運転には罰則が定められています。交通ルールを正しく理解し、マナーを守って安全に利用しましょう。

また、スマートフォンや携帯電話等を操作しながら運転する「ながらスマホ」は、罰則の対象であるだけでなく、大変危険です。絶対にやめましょう。



多目的ルーム等の使用ルールが変わります

問 総務課(☎65-6565)

市役所本庁舎の多目的ルーム等の使用ルールが変わります。使いやすくなる多目的ルーム等をぜひご利用ください。

【主な変更点】

- 使用日の属する月の3か月前の初日から使用日の前日まで、使用許可申請ができるようになります。
- 使用日の7日前まで、使用許可の変更・取消しができるようになります。
- ※新ルールは4月1日以降に行う使用許可申請から適用します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

市役所本庁舎の電気自動車用充電器利用を有料化します

問 環境保全課(☎65-6513)

電気自動車の普及促進のため無料としてきました電気自動車用充電器利用を4月1日(月)から有料化します。あわせて利用方法も変更します。

- 【利用料金】 市が提携する充電インフラネットワークの設置者が定めた額とします。
- 【利用方法】 利用する際は、ICカード(NCSカード等)による認証が必要です。
- 【利用時間】 24時間利用できます。
- ※詳しくは、市ホームページをご確認ください。
- ※北部振興局の電気自動車充電器については引き続き無料です。

衛生材料支給券を交付します

問 高齢福祉介護課(☎65-7789)
しょうがい福祉課(☎65-6518)

要介護認定を受けている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人などに、衛生的にすごしていただけるよう、紙おむつ等支給券を交付します。

- 【支給内容】
最大で2万7千円分の支給券(申請月によって異なります。平成31年9月30日まで利用可)
- 【受付期間】
随時受け付けています。
- ※申請月の翌月から9月までの月数分の交付となります。
- 【サービスを受けられる人】
《共通要件》
申請時に次のすべてに該当する人

- 平成30年9月～平成31年2月の間で、3か月以上在宅で生活している
- 常時おむつが必要で、現在も使用している
- 世帯の平成29年分の所得税が非課税
- 市税、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料を完納している
- 《要介護認定を受けている人の要件》
要介護3、4、5の認定を受けている
- 《しょうがいのある人の要件》
○身体障害者手帳(肢体不自由)1級、



- 2級の交付を受けている(3歳以上)
- 療育手帳A1、A2の交付を受けている(3歳以上)
- ※施設に入所している人や入院中の人の、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除く。
- 【持ち物】
しょうがいのある人はお持ちの手帳
※申請書は、担当課にあります。

申請先

要介護認定を受けている人

- 高齢福祉介護課(本庁舎1階)
- 北部振興局福祉生活課
- しょうがいのある人
- しょうがい福祉課(本庁舎1階)
- 北部振興局福祉生活課

訪問理美容サービスをご利用ください

問 高齢福祉介護課(☎65-7789)
しょうがい福祉課(☎65-6518)

在宅で生活している寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に自宅訪問による理美容サービスの利用券を4月中旬～下旬に交付します。

- 【支給内容】
訪問理美容サービス利用券(散髪のみ)1枚(平成31年9月30日まで利用可)申請時に、利用する理美容店を選択します。
- 【自己負担額】
原則利用料の1割(450円)
- 【受付期間】
3月1日(金)～15日(金)
平日8時30分～17時15分
- 【サービスを受けられる人】
《共通要件》
3月1日現在で次のすべてに該当する人

- 平成30年9月～平成31年2月の間で3か月以上在宅で生活している
- 世帯の平成29年分の所得税が非課税
- 市税、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料を完納している
- 《要介護認定を受けている人の要件》
次のいずれかに該当する人
- 65歳以上で要介護4、5の認定を受けている

- 65歳未満で要介護4、5の認定を受けており、同居人のすべてが65歳以上または左記①～③のいずれかの手帳を持っている
- 《しょうがいのある人の要件》
次の両方に該当する人
- 次のいずれかの手帳を持っている
- ①身体障害者手帳(肢体不自由)1、2級
- ②療育手帳A1、A2
- ③精神障害者保健福祉手帳1級
- 同居人のすべてが65歳以上または右記①～③のいずれかの手帳を持っている

- ※施設に入所している人、病院に入院している人などは除く。
- 【持ち物】
しょうがいのある人はお持ちの手帳
※申請書は、担当課にあります。

申請先

- 要介護認定を受けている人
- 高齢福祉介護課(本庁舎1階)
- 北部振興局福祉生活課
- しょうがいのある人
- しょうがい福祉課(本庁舎1階)
- 北部振興局福祉生活課